

指定通所リハビリテーション事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人白寿会が開設する指定通所リハビリテーション事業所白寿園（以下「事業所」という）が行う指定リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供に当たって、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

- 2 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 指定リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその他、置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定通所リハビリテーション事業所白寿園
- 二 所在地 糸満市字武富175番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務、その他付随する一切の管理と権限を有する。

医師：1名（兼務）

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導および記録を行うと同時にその権限を有し、他の従業者に対しても適切なサービスが行なわれるように必要な指示・指導等を行う。

介護職員：6名（常勤職員、非常勤職員）

介護職員は、利用者の身体介護に関する事及び入浴・食事・送迎等の契約に位置づけられたサービス業務を行うと同時にその権限を有し、他の従業者と協力して通所リハビリ計画の作成、記録等を行う。

理学療法士若しくは作業療法士：1名（専任）・1名（兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練・助言を行うと同時にその権限を有し、他の従業者と協力して通所

リハビリ計画の作成・記録等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日(祝祭日を含む)までとし、1月1日・1月2日休日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時50分から午後4時10分までとする。

第4章 指定通所リハビリテーションの利用定員

(定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は上限25名とする。

第5章 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、指定居宅介護事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次ぎに掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次ぎに掲げるもののうち本事業所と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア、排泄の介助

イ、移動、移乗の介助

ウ、その他必要な身体の介助

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア、衣類着脱の介助

イ、身体清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア、準備、後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と機分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア、レクリエーション

イ、グループワーク

ウ、行事的活動

エ、体操

オ、機能訓練

カ、休養(養護)

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア、移動、移乗動作の介助

イ、送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介助等に関する相談及び助言を行う。

ア、日常生活動作機能訓練等の相談、助言

イ、日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ、住宅改良に関する相談、助言

エ、その他必要な相談、助言

七 栄養マネジメントに関すること

栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等、一連のプロセスを行う。

八 口腔ケアに関すること

口腔内の健康を保つための指導や、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。

(身体拘束等)

第8条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第9条 利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(認知症ケア)

第10条 利用者が安心して過ごすことが出来るよう認知症ケアに対する知識、技術の習得のための職員研修を行い、認知症のある利用者への理解を深めるとともに尊厳を守るケア体制を整備する。

(高齢者虐待防止について)

第11条 利用者の人権擁護・虐待の防止等のための職員研修を行い、知識・技術を習得させ人権意識の向上を図るとともにサービス提供中に当該施設職員または擁護者（家族等高齢者を擁護する側の者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村へ通報する。

(指定通所リハビリテーションの利用申し込み及び派遣の決定)

第12条 指定通所リハビリテーションを利用するもの又は指定居宅介護支援業者は、別紙様式による指定通所リハビリテーション利用申込書を管理者宛提出するものとする。

2 管理者は指定通所利用申込書を受理後速やかに派遣の可否を決定し、本人又は家族へ連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅介護サービス計画書前であってもサービスが利用できるものとし、申込書は要介護認定及び居宅サービス計画作成後にあらためて提出しても差し支えないものとする。

(指定通所リハビリテーションの利用料等及び支払いの方法)

第13条 提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3

割の額とする。

(2) 食費

食費（1日）471円（内訳：昼食＋おやつ）

a. 昼食代（1食）366円

b. おやつ代（1日）105円

(3) その他の日常生活費

利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用は実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 指定通所リハビリテーションの利用者等は、当施設の定める期日までに、利用料を現金又は銀行口座振込み、銀行口座自動引落としにより納付するものとする。

（内容、手続きの説明及び同意）

第14条 事業者は指定通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、運営規定の概要および従業員の勤務体制およびその他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第6章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第15条 通常の実施地域は糸満市、豊見城市、那覇市、南風原町、八重瀬町、南城市大里、その他近隣区域とする。

第7章 サービスの利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第16条 一 利用者は、施設長や医師、看護職員、支援相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、指定通所リハビリテーションの秩序を保ち、相互の親睦に努める。

二 入浴サービスを利用する際の留意事項

バスタオル・着替えは持参し、持ち物には記名して下さい。

三 給食サービスを利用する際の留意事項

※利用者の特別な事情により弁当持参は可能です。

但し、利用者の弁当持参による衛生面でのトラブル（食中毒など）の発生に関しては当法人では責任を負いかねますのでご留意下さい。また、衛生管理上、持ち込まれた弁当、おやつ、その他食物については、他人（他の利用者及び職員など）への提供は硬くお断り致します。

※食事（昼食及びおやつ）に関して、変更（新規・中止・再開）がある場合は食事を受ける7日前までに当職員へお申し付け下さい。

※食事（昼食及びおやつ）の取消しについては、7日前までに当職員までご連絡下さい。それ以降の変更は食材の調整をしかねることから、予定の食費を申し受けます。但し、食事注文及び食事のキャンセルにおいて急な事情等が発生しましたら、その都度ご相談下さい。

四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

機能訓練の提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めることとする。

五 送迎サービスを利用する際の留意事項

車両乗降及び送迎中は職員の指示に従い、安全の確保に努めることとする。

(健康保持)

第17条 利用者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第18条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第19条 利用者は、施設で次ぎの行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔、などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 許可なく事業所へ物品を持ち込むこと。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 指定通所介護実施中に天災その他の災害が発生した場合は、通所リハビリテーション従事者は必要によりサービス利用者の避難等の処置を講ずる他、連絡のその指示に従うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(緊急時等における対応方法)

第21条 通所リハビリテーション従事者等は指定通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理及び指定通所リハビリテーション従事者等の健康管理等)

- 第22条 事業所は通所リハビリテーションに使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業者は、指定通所リハビリテーション従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持等)

- 第23条 事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じなければならない。

(個別援助計画書の作成等)

- 第24条 事業者は、居宅サービスがたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所リハビリテーション計画を作成し、利用者、家族に説明する。
- 2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第25条 指定通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーション介護を提

供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて、介護保険法第41条第6項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

- 第26条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な処置を講じる。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
 - 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（損害賠償）

- 第27条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（掲 示）

- 第28条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 第29条 事業者は、居宅介護支援を行う事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与をおこなわないものとする。

（受給資格等の確認）

- 第30条 事業者は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

（提供拒否の禁止）

- 第31条 事業者は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

（会計の区分）

- 第32条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければ成らない。

（その他運営についての留意事項）

- 第33条 指定通所リハビリテーション事業所は、通所職員等の質的向上を図るための研修の機会を設ける。
- 2 通所リハビリテーション従事者等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者並びに家族から求められたときは、これを提示するものとする。
 - 3 事業者はこの事業を行うため、必要な帳簿類を整備するものとする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人白寿会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日改定
平成 17 年 10 月 1 日改定
平成 18 年 4 月 1 日改定
平成 19 年 4 月 1 日改定
平成 21 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 7 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定

この運営規定は原本と相違ないことを証明します。

令和 3 年 4 月 1 日
医療法人 白寿会
理 事 長 平 良 茂

